

空き家を利活用する人に向けた 尼崎市の補助制度など

空き家を所有しており、活用に向けた具体的な計画がある。

いいえ

はい

建築確認済証の交付を昭和56年6月1日以後に受けている。
または耐震改修を行い新耐震基準に適合している。

いいえ

はい

耐震改修して新耐震基準に適合させる。
※補助制度があります。

いいえ

はい

築20年以上で2年以上利用していない。

はい

いいえ

接道要件を満たしておらず3ヵ月以上利用していない。

はい

いいえ

延べ面積80㎡以上であり
築5年以上で3ヵ月以上利用していない。

いいえ

はい

活用する世帯は
ファミリー世帯又は新婚世帯である。

はい

空家改修費補助

子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け
空家改修費補助

ご利用いただける改修費用などの補助制度はありません。
空き家は時間の経過とともに活用が難しくなります。
早めに取り組みましょう。 ※無料の相談窓口があります

まずは専門家へご相談ください。
※無料の相談窓口があります。

- ☞ 空き家の売却には、インスペクションや売買瑕疵保険への補助制度をご利用いただけます。
- ☞ 空き家の解体を検討されている方は、解体する方に向けた補助制度をご確認ください。